## 第12回 郵政改革関係政策会議

日時: 平成22年4月20日(火) 8:00~8:35

場所: 参議院議員会館 第1会議室

○議題 郵政改革について

## 【大塚副大臣挨拶】

おはようございます。今日は既に、ご案内の紙にも書かせて頂いたが、今日の閣議後に 原口大臣と亀井大臣から、これまで検討してきた法案の骨子について発表させて頂く予定。 両大臣が公表した資料については、今日の午後、12 時 15 分から改めて、その公表資料も 含めてご説明をさせて頂きたい。 2 段階になるがよろしくお願い申し上げる。

## 【大塚副大臣より資料に沿って説明】

## 【質疑応答】

- 参考資料3の法案の論点だが、「意見具申」と「意見を受けた対応」とあるが、「意見 具申」といっても色々あり、尊重義務というものがあるのかどうかという質問と、「意見 を受けた対応」というのは変更命令のようなものかどうか、強制力あるような仕組みに なっているかどうかということを伺いたい。それから、「所要の措置」について、期限を 設けるのかどうか。今のところ、郵政民営化委員会のような仕組みが想定されるが、期 限を切っていつまで上乗せ規制を設けるのか、それについてお伺いする。
  - (答)(大塚副大臣)詳細は、12 時 15 分からの会議にさせて頂くが、当然、尊重されるべきものという建てつけ。それから、この委員会の設置については、期限があるということになる。
- 新たに制定される特別法とか業法というのは、大体いつ頃これは作られるご予定なのか、お聞きしたい。

- (答)(大塚副大臣)業法は新たには作られない。業法は銀行法と、保険業法なので、文章の「新たに作られる」というのは特別法の方だけにかかっている。特別法については、来年4月、来年10月、再来年4月と、この3つの選択肢の中で、議論をしていたが、会社側の準備が間に合うかとか、そういう現実的な視点もあるので、ぎりぎりまで両大臣と日本郵政と詰めていたので、最終的にどうなるかは、誠に木で鼻を括ったようで恐縮だが、今日8時40分までお待ちをいただいて、12時15分にはしっかりご報告させていただきたいと思う。今日記者の方がおられるので、ここで私が申し上げると大臣が発表する前になぜか流れたということになるので、ぜひご了解いただきたい。
- 大臣が公表した後でしか中身がわからないっていうのは、やっぱりおかしいんじゃないかと。すべてオープンにしなければいけないというのは、気持ちはわかるけれども、法案について言うと、やはりいろんな意見が出るためには、場合によってはマスコミの方にはご遠慮願った中で、しっかりと意見を述べるような機会があってもいいんじゃないかと思う。そういうことをやった上で、政務三役に上げてもらって、どういう議論があったかを踏まえて、そして案が公表されるというのが本来あるべき姿であって、こんな形でやって、あるいはここでどんな意見を言ったって、絶対公表される内容に反映されることはない。そういう形で進められることは、私たちは非常に心外。だから今日これだけしか人が来てないというのは、まさにこんな会議しかしないから、来たって仕方がないと。政策会議のあり方をもっと充実させろというのは、内閣、そして党の幹部クラスからも言われている話なので、その辺をしっかりやって頂きたい。

その上で、中身的な話として言えば、例の郵便貯金の預入限度額の引上げについて、世 論調査を見たら7割近くが反対だというような結果が出ている。だからと言って我々が反 対しているのではないが、その反対だと言っている根拠というのは一体何なんだというよ うな分析をされておられるかまずお聞きしたい。

地元の郵便局長たちが何を望んでいるかと聞いたら、別に限度額の話なんてあまり言われない。むしろ、ちょっと言葉が適切かどうかわからないが、昔のように郵便局の中で皆が仲良く、一緒になって仕事をする、そして地域の皆さんとそれなりに深い交流の中で仕事をする、そういうことを望んでおられるということをすごく感じる。そういう意見からすると、私は今回の改革、いわゆる提案というのは、むしろそういう、本当にユニバーサルサービスを確保しなければならないような地域にいる郵便局の皆さんの声が、本当に反映されているんだろうかという気がする。その辺について郵便局の方々の意見というのは、どこかでたぶん大臣が、あるいは皆様方が聞かれたと思うが、一体どんなふうに本音べースで言っておられたのかということを、改めてどう認識しておられるかということをお聞かせいただきたい。

もう一つは、今回の法案の中において、以前の郵便局の体制の時にはいろんな公的な業務、役所がやっているような業務の出先みたいな役割を郵便局で果たすとか、あるいは郵

便配達に行った人たちが、その行った先でいろんな、郵便貯金や保険の業務も含めてやる、 そのときに合わせてお年寄りの見回りサービスのようなこともやる。そういうような地域 社会の中で役に立つ仕事をする、というようなことをやりたいというのがあったが、こう いう業務については今回の法案の中ではどういう位置づけにされているのか。

以上、3点について教えていただきたい。

(答)(大塚副大臣)1点目と2点目は、共通のお答えになろうかと思うが、ご覧のように、例えば、去年の公開ヒアリング1回目・2回目の段階では、当然、全国郵便局長会の皆様にもおいでいただいているし、日本郵政側が開催した地方公聴会には、ユーザーであるお客様と同時に、その地域地域の郵便局の局長たちにもおいでいただいて、様々なご意見を拝聴した。また、実際にこの郵政改革推進室内での検討が本格化した、大体この素案公表から後のフェーズで当然、さらにご意見を伺ってきているので、私たちとしても、十分にそこは意識している。

限度額についても、世論調査はいろんな世論調査があると思うが、片方でご指摘のよう な受け止め方があるということも理解はしている。しかし片方で、限度額はお客様の利便 を考えると、なぜ隣の農協が青天井で預けられて、うちは1,000万円なんだ、なんとかし てほしいという現場の声があったことも事実。それに加えて限度額がなぜそんな受け止め 方になっているのか、これは一つにはそういう利便性の観点からという伝わり方がほとん どなく、国営に戻るとか、そういう伝わり方をしているということがかなり影響している という部分もあると思う。同時に、実際に限度額が引き上がって残高が増えるかどうかと いうこととも関係するが、確かに限度額を引き上げる議論をしている最中に、一般の方々 からも、「自分は1,000万円以上預金がないから関係ない話だ」というご指摘も結構いた だいて、そういう観点から平均的貯蓄をお持ちの皆さんからかけ離れた議論をしているな という受け止め方もあるのかなと思う。2点目に絡んでさらに付言させていただければ、 今申し上げたような経緯なので、小規模郵便局の皆様のお声は十分に理解しているつもり であり、例えば、郵便局の総合担務、今まで金融の業務を足腰の悪いおじいちゃん・おば あちゃんのために、少し代行していたようなことができるようにさせてほしいという点に ついても、既に改善を、これは法律事項ではないので、改善を進めているが、十分に理解 をさせていただいているつもり。

それから最後の、役に立つ仕事云々については、これは法律の中で、当然郵政改革の目的に反しないという前提において、行政当局との話し合いの下で、行えるという方向に、 今そういう内容で策定している最中。

○ 政策会議の持ち方だが、肝心なメンバーの意見がちゃんと反映されていないと思っている。どこかでフルオープンをやめて、本当に党内で、本音の議論をする機会を作って欲しかった。三社体制にしても、限度額にしても、どこまでの議論をやるかにしてもフ

ルオープンの中でただ意見の聞きっぱなし。全然意思を確認してないわけだから、意見の聞きっぱなしだから、そういう意味では非常に残念なまとめ方だと思っている。そこで細かいことを聞くが、三社体制にするのはいいけれども、局の壁を取り払うのか。このままなのか。

- (答)(大塚副大臣)既に取り払っている。報道でも出ているが、既に始まっている。
- 私はこの郵政問題はかなり議論をしていただいたと思っている。ヒアリングの中で様々な意見出させていただく場でもあったと思っている。ただ、国民の皆様が限度額の問題などで反対の意思表示をされているのは、閣内の問題だと思っている。ヒアリングなど、あるいは我々が意見を言う場ではほとんど民主党内の議員の皆さん方は引き上げるべきというご意見だった。しかしそれが閣内でどういう形で議論されていったかわからないが、主要な閣僚がテレビの前でドンパチやるようなのは決してよろしくない話で、やはりそういう意味では政務三役内、閣僚内での意思統一は、私がここで言う話ではないかもしれないが、ぜひ副大臣にお願いをしたいと思っている。あと、民間の金融機関等との関係で、所謂上乗せ規制の問題でいろいろ理解不足というか、行き違いがあるようだが、もう少し詳しく説明をしていただければと思う。
- 確かに競争条件の公平性ということで、信用組合の預金量が16兆円に対して巨大な176 兆円の銀行が公的な銀行ということになると、確かに大変な銀行形態が生じるという中 で、ペイオフの保証上限引き上げが注視されている。そのペイオフの上限についてお聞 きしたい。
  - (答)(大塚副大臣)ご質問としては2点頂いたと思う。まず、上乗せ規制だが、今の民営化法を一度ご覧いただくと、例えば 110 条というところを見ていただくと、金融の業法で許されている様々な業務をやるにあたって、改めて金融庁の承認がなければならないというような形になっており、これは業法に基づいて「やる・やらない」が、当然金融機関であれば認められる、あるいはそれに基づいて行うということだが、それにさらに民営化委員会の意見を聞いた上で、さらに承認を受ける等の様々なつなぎ、まさしく上乗せ規制がかかっていく。ただ、これは別に不合理ということではなくて、過去の官業であった経緯から規模が大きく、そして事実上政府の 100%出資であることからすると、他の金融機関に比べると競争条件が不公平であるという指摘から設けられているもの。最終的には3分の1超ということになるが、スタート地点では100%出資なわけで、最終的にも3分の1超は残ること等を考えると、ある一定の規制は必要であろうと。ただし、政策会議の中でも終始ご説明をしているとおり、あくまで独立した株式会社形態の事業体として自主的に経営を行うということに対して、合理的な範囲の上乗せ規制でなけれ

ばならないという観点から、そこの調整はさせていただいている次第。

ペイオフの話があったが、ペイオフは今 1,000 万円の水準は変わらない。この水準を「変える・変えない」という議論は、大臣は一時どうも頭の中をよぎったようであるが、結果としてペイオフの話とは今まったく連動していない。従って、繰り返しいろんな報道が出ているが、ゆうちょ銀行についても 1,000 万円、保険についても通常の保険契約者の保護機構の範囲内で他の金融機関と同様の扱いになるということ

8時40分から両大臣が公表されるので、第12回はこれで終わりにさせていただきたいが、12時15分から、是非お時間をお作りいただきご参加をいただければと思う。どうもありがとうございました。

以 上